

平成 23 年 4 月 26 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
平和不動産リート投資法人
代表者名 執行役員 東原 正明
(コード番号：8966)

資産運用会社名
平和不動産アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 市川 隆也
問合せ先 I R 部長 伊藤 真也
TEL. 03-5402-8731

資金の借入れ（利率決定）に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人の有する以下の借入金について、金利適用期間における利率が決定しましたので、お知らせいたします。

なお、今回より、対象となる借入金の内容を表形式で表示するとともに、変動金利に関する利率決定の表示方法を変更しています。これに伴い、今後の利率決定に関するお知らせについては、各借入れの実施決定時のみお知らせいたしますので、適用基準金利の変動については、全国銀行協会（以下「全銀協」といいます。）のホームページにてご確認くださいませようお願いいたします。

記

借入先	借入金残高	利率	借入実行日	元本返済期日
中央三井信託銀行株式会社 株式会社あおぞら銀行 みずほ信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 株式会社りそな銀行	10,554.7 百万円	基準金利（全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR）+1.00%（注 1）	平成 22 年 8 月 31 日	平成 23 年 5 月 31 日
株式会社あおぞら銀行	6,130 百万円	基準金利（全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR）+1.50%（注 1）	平成 22 年 8 月 31 日	平成 23 年 5 月 31 日
株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 みずほ信託銀行株式会社	6,070 百万円	基準金利（全銀協 3 ヶ月日本円 TIBOR）+1.20%（注 2）	平成 23 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日

- (注 1) ・利払期日は毎月の各末日及び元本返済期日（但し、それぞれ同日が営業日でない場合は直前の営業日）です。
・利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、利払期日の 2 営業日前に全銀協が公表する 1 ヶ月日本円 TIBOR になります（平成 23 年 4 月 26 日現在の全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR は 0.18000%です。）。
- (注 2) ・利払期日は毎年 1 月、4 月、7 月、10 月の各末日及び元本返済期日（但し、それぞれ同日が営業日でない場合は直前の営業日）です。
・利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、利払期日の 2 営業日前に全銀協が公表する 3 ヶ月日本円 TIBOR になります（平成 23 年 4 月 26 日現在の全銀協 3 ヶ月日本円 TIBOR は 0.34000%です。）。但し、計算期間が 3 ヶ月に満たない場合は、当該期間に対応する基準金利に基づき算出されます。
- (注 3) 全銀協の日本円 TIBOR については、同協会のホームページ（<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>）でご確認いただけます。

以 上

- * 資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.heiwa-re.co.jp/>